

e-Taxでの申告書作成、お手伝いします！

●問い合わせ／釧路税務署 ☎0154-31-5100、課税係

お手持ちのマイナンバーカードとスマートフォンを使って、e-Taxで申告書を作成する補助を行う窓口を開設します。

実際の画面を一緒に見て説明しながら申告書の作成を行いますので、e-Taxを利用してみたいけどやり方が分からない人や初期設定に不安がある人などは、お気軽にご来庁ください。

なお、確定申告に関する受付日程などの詳細については、広報あつけし2月号に掲載予定ですのでご確認ください。

事前に準備・確認のうえ、ご来庁ください

- ①マイナポータルアプリをインストール
 - ②マイナポータルアプリを開き、利用者証明用電子証明書のパスワード（マイナンバーカード交付の際に設定した数字4桁）を入力
 - ③マイナンバーカードをスマートフォンにかざし、ログイン
- ※ログインができない場合、お持ちのスマートフォンがマイナンバーカード読み取りに対応していないため、**e-Taxでの申告はできません**のでご注意ください

受付日時	令和6年2月8日(木)、9日(金)9時から16時まで
場 所	役場1階中会議室
持ちもの	<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード(申告する人および家族分)^{※1}・マイナンバーカードの交付時に設定した利用者証明用電子証明書および署名用電子証明書のパスワード(申告する人および家族分)^{※1}・スマートフォン・給与や年金の源泉徴収票・国民年金保険料控除証明書・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、任意保険の領収書^{※2}・生命保険料、地震保険料控除証明書・医療費控除の明細書^{※3}・セルフメディケーション税制の明細書^{※3}・ふるさと納税の寄附金受領証明書^{※4}・申告する本人名義の通帳

※1 扶養の変更や医療費の申告をする際に家族分も必要となります

※2 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、任意保険の領収書は、令和5年中の領収印があるものを用意してください

※3 医療費控除の明細書およびセルフメディケーション税制の明細書は、領収書での申告は受付できませんので、事前に明細書にまとめてください

※4 ふるさと納税をした人は、ワンストップ特例をしていても、申告すると特例が無効となります

e-Taxにはこんなメリットがあります

- 24時間いつでも申告ができる
- 所得税が書面提出よりも早く還付される
- 税務署や役場への来庁が不要
- 一部添付書類が省略できる



こんな人におすすめです

- 令和5年中の収入が給与および年金のみの人
- 年末調整をしていない給与がある人
- 医療費控除の申告をする人
- 令和5年中に6カ所以上にふるさと納税をした人
- 年末調整で入れ忘れた控除がある人(社会保険料控除、生命保険料控除など)

